

令和6年第4回見附市教育委員会臨時会 議事録

○招集日時 令和6年7月26日（金）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第48号 専決処分について（見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について）

議第49号 令和7年度使用教科用図書採択について

○出席者（4名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子

○事務局出席者（8名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	佐 藤 昌 弘
こども課長	鈴 木 浩
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	岩 崎 濟
学校教育課長補佐	宮 田 雅 仁
こども課長補佐	矢 澤 明 美
副主幹兼総務管理係長	山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和6年第4回見附市教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者3人であります。武田委員が欠席となります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「6月市議会定例会一般質問について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項1「6月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、樺澤議員、関議員、信賀議員の3名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、樺澤議員から「公共施設の老朽化等について」質問がありました。

その中で、市内小中特別支援学校での水泳授業については、水泳授業の時間は、令和3年度以降は小学校の児童1人当たり8時間から10時間、中学校の生徒1人当たりの水泳授業の時間は5時間から10時間、特別支援学校の児童生徒1人当たりの水泳授業の時間は2時間程度であることと、各学校教職員の水泳授業の準備に必要な作業の種類や時間については、公共施設を利用して水泳授業を行っている学校は、事前の打合せや下見、心肺蘇生法などの研修を行い、およそ3時間から4時間、自校のプールを利用して水泳授業を行っている学校は、プール清掃やプールの水質管理、心肺蘇生法や技能研修を行い、およそ13時間から19時間程度である

と答弁しました。

また、公共スポーツ施設である市民プール等については、学校の自校プールを使ったときの経常的経費が、水道代・薬品費・点検費用その他含めて、平均で年間55万円から60万円程度の経費が1校当たりにかかっていること、学校プールの授業において民間プールの活用というのは現在考えていないが、仮に施設の老朽化等で使えないときが出るようなときは、方法の一つとして総合的に検討していきたいと答弁しました。

次に、関議員から「オール見附の健全化を目指して」質問がありました。

見附市が乗り越えていかなければならないと思える課題の中で、教育分野については、市立学校配置等検討委員会18人の委員構成についてと、市立学校配置等検討委員会の発足への流れについて答弁いたしました。

見附独自の共創郷育については、市では今までも地域の人材と資源を活用した教育の充実を図る共創郷育を市全域で推進してきており、一定の評価を得られているものと受け止めていることから、引き続き共創郷育の理念の下、見附市の特色を生かした地域と共に歩む学校づくりを実践していきたいと答弁しました。

また、不登校の児童生徒に対する健康診断の実態については、各学校においては、不登校の児童生徒が健康診断を実施しやすいよう、他の児童生徒と時間をずらすなど、個別の対応を行っており、当日健康診断を受けることができなかった場合には、直接指定の学校医で無料で健康診断を受けてもらうことを保護者に働きかけていると答弁しました。

名木野小学校の長寿命化工事の入札については、4月30日に公告、5月30日入札予定としていた建築、機械設備、電気設備の3件の工事は、公告後に設計内容等の確認を続けていたところ、設計書の不備が判明したため、5月24日に入札実施を取りやめ、校舎棟と体育館棟に分割・整理の上、再度6月12日に公告、6月

26日の入札予定であると答弁しました。

病児保育事業については、令和5年4月1日現在で、病気の回復期に至らない病児に対応する保育事業を実施している市町村は、20市中佐渡市を除く19市、また病気の回復期である病後児に対応する保育事業を実施している市町村は、20市中、柏崎市、加茂市、五泉市、阿賀野市、魚沼市を除く15市で実施しており、見附市内には、平成26年5月開設の見附市が実施主体となっている「見附市病後児保育室」、平成30年4月開設の株式会社エム・ワールドが運営主体の「すまいるルーム」、令和4年4月開設の株式会社ラスティックが運営主体の「みつけの病児保育室」の3か所の病児・病後児保育施設があることを答弁しました。

最後に、信賀議員から「障害を理由とする差別の解消の推進に向けて、見附市の各種行事への障がい者の参加と求められる対応について」質問がありました。

障害のある児童のわくわく体験塾への参加については、内容により対象学年を設けている講座はありますが、全てのプログラムに参加可能であり、昨年度も複数の講座で参加していただいていることと、実際に障害のあるお子さんたちが来たときにそれぞれの講座で適切に対応するというのは、難しいことだと思うが、いろいろなお子さんが講座には来るという前提で全体には配慮をお願いするとともに、参加者等が決まりましたら、その中で個別にどんな配慮が必要かということを経営者の開設者と打合せをするということも可能であり、できるだけ大勢の子どもたちがわくわくする体験ができるように、またいろんな人たちが協力して迎え入れられるよう配慮していきたいと考えていると答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

プール授業の話が出ましたが、今まで校舎そのものについては、耐震化や長寿命化ということで検討しながら予算を振り分けていくということで説明を受けてきましたが、プールというのは私も思い付きませんでした。

昨今の報道で、学校のプールはもうこれから直さないで、公共や市営など既存のプールを利用していく、という事例を聞きましたが、見附市ではどうでしょうか。

修繕する必要があるプールが散見しているとか、その時どう対応するのかなど、一応のスタンスは持っていますか。

教育部長

見附市でも学校プールの修繕に関して一定のルールを設けていまして、ある程度大規模な改修を伴うプールの補修は行わない、ということにしています。

現在、名木野小学校と第二小学校のプールは修繕しておらず、実際に名木野小学校は隣接している市民プールを利用し、見附第二小学校は近距離にある上北谷小学校のプールを利用し授業を実施しています。

修繕しない目安としては、300万円以上の修繕費がかかる場合は、他校や市民プールを利用する、ということで考えています。

以上です。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

小倉委員

今のプールの件について、先日ニュースで、自校のプールが使えなくて小学生が中学校のプールを利用して痛ましい事故が起きた、ということがあったと思います。見附市の市民プールについては、小学生や中学生が利用することに関して、水深の調整など何か対応はありますか。

教育部長

市民プールについては、大人用のプールで水深が深くなっていますので、台を沈めるなどして水深の調整をしながら授業を実施しています。また、プールに入る際も、別途ハシゴを取り付けるなどして、安全に配慮しながら対応しているところで

以上です。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

齋木委員

名木野小学校の工事について、工事時期など工事の詳細を教えてください。

教育部長

今ほどの報告の中で、入札が6月に終わった説明をしましたが、工事の契約が完了した状況です。現在は、現場確認や打合せなどの準備を行っており、7月29日の週から足場設置などに入っていく予定です。今年度は特別教室棟を工事し、来年度は普通教室棟と体育館の工事を予定しています。令和6年度から7年度までの2年をかけて工事する予定であります。

以上です。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告2「工事請負契約の締結について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項2「工事請負契約の締結について」ご報告いたします。

名木野小学校の長寿命化改良工事である「校舎棟建築工事」「校舎棟機械設備工事」「校舎棟電気設備工事」については、6月27日の第3回見附市議会定例会におきまして、契約の締結について議決されました。

建築工事の契約金額は9億5,150万円、契約の相手方は株式会社笹原建設、機械設備工事の契約金額は3億4,100万円、契約の相手方は旭設備株式会社、電気設備工事の契約金額は2億350万円、契約の相手方は株式会社あかりテックです。工期につきましては、いずれも令和8年3月31日まででございます。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告3「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項3「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」ご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに公表しなければならないとされています。

例年8月に教育行政評価委員会（旧第三者評価委員会）を開催して点検評価を実施しておりますが、今年度は10項目について点検及び評価を行いたいと思います。実施した年度から概ね3年で全項目を点検評価する予定としています。点検評価を

実施した方がいいと思われる項目がありましたらご意見等をお願いします。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告4「見附市立学校配置等検討委員会の開催状況等について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項4「見附市立学校配置等検討委員会の開催状況について」ご報告いたします。

第3回教育委員会定例会で見附市立学校配置等検討委員会委員の委嘱について承認いただきましたが、検討委員会の第1回会議を5月31日に、学校視察と第2回会議を6月27日に開催しました。

第3回会議を7月29日に予定しており、本格的に委員会での協議が始まります。見附市ホームページにも資料等が出ていますので是非ご覧いただけたらと思います。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告5「ビジネスアイデアコンテストについて」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告5「みつけこどもビジネスアイデアコンテスト」について報告いたします。

これは「みつけJobチャレ教育」の一環として取り組むもので、「見附にこんな〇〇があったらいい」をテーマに児童生徒がアイデアを考えるコンテストです。

新潟大学経済科学部准教授の伊藤龍史先生からご指導いただき、今年度は「見附にこんなニラの特産品があったらいい」をテーマとしてアイデアを募集します。

コンテストでは様々な賞を設けて、11月17日（日）の「見附子育て教育の日」に表彰する予定です。

みつけこどもビジネスアイデアコンテストを通して、ふるさと見附についてより深く考え、ふるさと見附を愛する子どもを育むとともに、チャレンジ精神や豊かな創造性、課題発見・解決力などの起業家精神や起業家的資質・能力を養いたいと考えています。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

齋木委員

11月17日に発表されるということですが、現在募集している状況でしょうか。

学校教育課長

子どもたちには、夏休みに家に持ち帰ってもらい、お家の方も一緒に考えてもらうということで、募集チラシを配布したところです。9月下旬までに回収し、その後審査をする予定です。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告6「プレイラボみつけの利用状況について」をこども課長より報告願います。

こども課長

報告6「プレイラボみつけの利用状況について」説明いたします。

プレイラボみつけは、令和5年7月にオープンし丸1年が経過しました。課題はあるものの、全体的な評価としては概ね順調に運営できており、子どもたちにも浸透している状況と思っています。

来館の状況については、全体として平日は90人程度、土日祝日は300人程度の利用となっています。平日は見附小学校、葛巻小学校の児童の利用が多くあります。土日祝日は市外からの家族連れの利用も多くなっており、日によっては市外利用者の方が多い時もあります。

取組については、子どもたち自身がキッズサポーターとして、ルール決めなどの運営に関わっています。利用の際に、どうしてもルールを守ってくれない子どもたちもいますが、その都度スタッフが注意を行っており、それは安全管理のため継続していますが、子どもたち自身にも利用のルールを意識してもらい、「ルール決め」や「どうやってルールを守れるようになれるか」ということを考えてもらっています。子どもたち自身の関わりとしては、自ら進んでルールを守るよう促したり、来館者受付を手伝ってくれる児童も見られます。また、館内の安全管理のアナウンスを自分たちの声で録音するなど、様々なことに関わってもらっています。

スタッフの見守りと、子どもたち自身の関わりで、気持ちよく遊べる施設であることを維持していきたいと考えているとともに、行政的な課題ですが、今後、閉館中の有効活用を検討していきたいと考えています。

また、7月15日（月）に開館1周年記念イベントを行いました。入場者数は、保護者等も含め750人の来館がありました。

内容は、キッズサポーターが企画したもの、市内外のボランティア団体、企業さんから協力いただいたものなど、計11種類のブースを設けて体を動かしたり、工作をしたりなどしました。協力企業では、キヤノントッキやダイナムに協力をいただいて、子どもたちに遊びを提供してもらいました。

今後は、イベントを頻繁に行うことは考えていませんが、通常の運営の中で機会があれば、企業やボランティア団体の協力を得ながら、運営していきたいと考えています。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

閉館時間中の有効活用の検討という説明がありましたが、閉館時間中ということは、要するに「夜」ということだと思いますが、例えば想定されてることなど考えがあったら教えてください。

こども課長

閉館時間については、夜の時間だけでなく、この施設は放課後に開館している施設ですので、午前中の時間というのが割と空いており、その時間をどうしていかうかということです。

例えば、実際に3月に試行しましたが、不登校の子どもが通う「すこやかルーム」のサテライト的な活用の仕方なども取組のひとつとして考えております。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

小倉委員

先日、娘に「『プレイラボ』という施設ができたんだよ」という話をしたら、「ぜ

ひ行ってみたい」ということで、施設を訪問して「見学させてもらえませんか」とお願いしたら、「はいどうぞ」とおっしゃっていただきました。小雨まじりの休日でしたが、たくさんの来館者がいまして「天気が悪い時はこんなに利用されてる方がいるんだな」と感心しました。

でも、サポートされるスタッフの数が、来館者数に対してやや不足気味かと感じました。親も子どもを見守っていますが、少し「大丈夫なのかな」と思いました。今後、見守りする職員の増員は考えていますか。

もう1点。「プレイラボ」に子どもたち同士で行ける手段としては、やはりコミュニティバスなどがあるかとは思いますが、校則の制約などで、校区外は子ども同士で行っては駄目とかありますか。

私の子どもが小学生の頃は制約があり、子どもたち同士で学区外の図書館に行きたくても、行けなかった覚えがあります。プレイラボを利用するに当たって、このような制約の各校によってのバラつきはあるのでしょうか。子どもたちみんなが平等に使える施設になると良いと思いますが、その辺の取組はいかがでしょうか。

こども課長

まず見守りのスタッフの数というところですが、本当に危険な行為に対して見守ることを考えておりました、人を預かるような施設ではないという整理から、今のところはスタッフ2名体制というところを維持していきたいと考えています。

小倉委員は休みの日に来館されたということで、休みの日はやはり小さいお子さんを連れた親子や、ご家族で来られるパターンが多いです。

その場合、親御さんには、しっかり子どもを見ててもらいたい旨のお願いをお伝えしておりますので、今のところスタッフ数を増やすということは考えていません。

それから、子どもたち同士で行ける手段ということですが、今のところは、コミュニティバスを利用していただくことや、コミュニティバスが通ってない地域は、

やはり保護者の送迎といった手段で来ていただけたらと思っています。

また、学校ごとの制約のバラつきについては、あるのかもしれませんが。学区外の図書館等に行くことと同様の事案と考えており、「プレイラボみつけ」が浸透してくる中で、保護者との合意が今後図られていけば、変化していく可能性もあると思っています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

齋木委員

本当に子どもたちが大勢集まっているなというところで、私は中には入れないので、外から目にした時に、オープン時に見させていただいた「ネット遊具」が随分とダラーっと垂れてきたような気がします。スタッフの方々から見ていかがでしょうか。

こども課長

「ネット遊具」は定期的に点検しておりまして、つい最近も1年間点検を行ったところで、今は初期の段階なので一番緩むのだそうです。数日前のことになりますが、しっかりと締め付けを行い、また元通りになっています。

利用の仕方としては、だいぶ定着しておりまして、大勢の人数が集まるような感じではなく、適正に利用されていることから、そういった道具の安全性も確保されているのではないかとと思っています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

日程第3、議件に移ります。

議第48号「専決処分について（見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第48号「専決処分について」説明いたします。

見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定につきまして、専決第15号のとおり、令和6年6月7日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

一部改正の理由ですが、国の法律改正及び令和6年12月に健康保険証が廃止されることに伴い、令和6年3月市議会において「見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」が改正され、個人番号、いわゆるマイナンバーとそれに紐づく特定個人情報を市独自に利用または提供することができる事務等が定められました。ごく簡単に申し上げますと、窓口において、これまで保険証で被保険者資格の確認をしていた事務について、今後マイナンバーを利用して行うことや、市長部局が所持するマイナンバーに紐づいた住民票関係などの情報を教育委員会で取り扱うことを定める条例改正を行ったものです。

事務の詳細は規則で定めるものとしているため、本規則の改正が必要となりました。また、6月に開催された見附市個人情報保護委員会に市長部局分と合わせて「情報連携開始の届出」等を提出する必要があったため、専決処分とさせていただきます。

主な改正内容ですが、別表において、個人番号を独自に利用または提供することができる事務を追加するものです。

新旧対照表の別表の2項で、ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務について、詳細を追加しています。

また別表に4, 5, 6, 7項を追加し、

- ・子どもの医療費助成に関する事務
- ・妊産婦医療費助成事業に関する事務
- ・不育症医療費助成事業に関する事務
- ・不妊治療費助成事業に関する事務

を加えるものです。

附則におきまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第49号「令和7年度使用教科用図書の採択について」を議題とします。

この議題につきましては、採択協議会の決定の日までは公開できません。

従って、本議題の審議は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

本案の審議は「非公開」とすることとし、審議を進めることとします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、本議題に係る資料につきましては、取り扱いにご注意いただくようお願いいたします。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和6年第4回見附市教育委員会臨時会を閉会いたします。

14時40分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

議事録署名委員